

●香川県公安委員会告示第5号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の規定に基づき犯罪被害者等早期援助団体として指定した法人の住所の変更及び同条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の所在地の変更について、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により次のとおり届出があった。

令和2年10月23日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

名 称	法人の住所及び援助事業を行う事務所の所在地		変更しようとする 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
公益社団法人かがわ被害者支援センター	高松市天神前7番18号	高松市塩上町10番5号	令和2年12月10日